３　政令で定める検査
　高圧法第四九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五九条第一項の新規検査等の一部として行われる燃料装置の検査とすることとした。（第一〇条の三関係）
４　都道府県又は指定都市が処理する事務
　高圧法第五六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととすることとした。（第一八条第二項第三号及び第六号関係）
５　権限の委任
　高圧法第五六条第五項において準用する同条第一項等の規定による経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長が行うものとすることとした。（第一九条第一項第一号及び第四号関係）
６　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　ガス事業法施行令の一部改正関係
　ガス事業法（昭和二九年法律第五一号）第三四条の五第一項（同法第七一条の三、第八四条の三及び第一〇四条の三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とすることとした。（第五条関係）
三　電気事業法施行令の一部改正関係
　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第五五条の六第一項の政令で定める期間は、七年とすることとした。（第四一条関係）
四　関係政令の整備
　高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第四条～第一〇条関係）
五　施行期日
　この政令は、法の施行の日（令和五年一二月二一日）から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（こども家庭庁）
１　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（２において「改正法」という。）の一部の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）
２　この政令は、改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

政令

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年九月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百七十三号

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十六条第五号及び第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一　金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）において行われる債券（標準物を含む。以下この条において同じ。）の売買契約に関する権利であって、当該金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの

第十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）において行われる債券の売買契約に関する権利であって、前号に掲げる権利と類似のもの

三　金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる債券の売買契約に関する権利であって、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該売買契約を成立させることができるもの

第十二条を次のように改める。

第十二条　法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げる取引とする。

一　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ　金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ロ　金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。）

ハ　金融商品取引法第二条第二十一項第三号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ若しくはニに掲げる取引又はイに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）

ニ　金融商品取引法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（金銭債権の利率等に基づくものに限る。）

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第五号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引

二　金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引に係るもの

イ　金融商品取引法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（同号の約定数値及び現実数値として株式指標又は金利指標の数値を用いるものに限る。）

ロ　金融商品取引法第二条第二十二項第三号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる取引（上場投資信託証券等の売買に係るものに限る。）

ハ　金融商品取引法第二条第二十二項第三号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる取引（イ又はホに掲げる取引に係るものに限る。）